

## 令和2年度におけるK奨学金（第三次募集）の実施要領

（令和2年10月1日）

法務研究科委員会

（本奨学金の目的）

第1条 琉球大学・鎌倉フェローシップ・K奨学金（以下「K奨学金」という。）は、琉球大学憲章の基本理念にある「自由平等、寛容平和」の精神及び鎌倉國年氏が創設した「一般財団法人鎌倉フェローシップ（以下「鎌倉フェローシップ」という。）」の理念の一つである「多文化・多様性の価値を尊重し、差別と闘い、社会全体の持続可能な発展に貢献できる人を育てること」に基づき、意欲と能力があるにもかかわらず経済的理由等で修学困難な学生の学習を支援することを目的とする。

（本実施要領の効力）

第2条 令和2年度のK奨学金の第三次募集の実施に限り、本要領の以下の各条項に従って実施する。

（応募資格）

第3条 K奨学金の第三次募集に応募できる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、新型コロナウイルス感染症の流行及び感染防止対策の影響により、学費等勉学のための費用が捻出しづらくなって経済的援助を必要とする者とする。

- (1) 琉球大学人文社会学部国際法政学科法学プログラム所属の2年次以上および法文学部総合社会システム学科法学専攻所属の2年次以上の在学生（留年、休学等、如何なる事情による複数年在籍者も含む。）
- (2) 琉球大学法科大学院の在学生または鎌倉フェローシップが特に推薦する琉球大学の学生

（支給金額及び人数）

第4条 第一次募集および第二次募集に係る受給予定者9名と合わせて合計15名に達するまでの人数に対して、年額18万円を一括して支給する。

（出願期間）

第5条 出願期間は令和2年10月1日から10月21日までとする。

（出願書類等）

第6条 出願に当たっては、次の書類を提出しなければならない。

- ① 奨学金申込書（必須）
- ② 志願理由書（必須） 本実施要領の選考基準（第 8 条）等を踏まえ自由に 2000 字程度。
- ③ 経済的困窮を証明する書類（任意）  
両親あるいは本人の給与明細、所得課税証明書（住民税非課税証明書）等の写し（提出が可能な場合のみでよい）
- ④ 推薦書、免許、資格証明書など、人柄や能力を証明するものの写し（任意）

（選考方法）

第 7 条 選考は、次の方法で行う。

- (1) 選考は、鎌倉フェローシップの代表理事 1 名、鎌倉フェローシップが推薦する者 1 名および琉球大学法科大学院の教員 2 名からなる選考委員会において行う。
- (2) 選考は、書類審査および個人面接によって行う。
- (3) 個人面接は 10 月 30 日前後あるいは 11 月中旬までに実施する。
- (4) 選考委員会は、選考結果を学長に報告するものとする。

（選考基準）

第 8 条 選考は、次の基準によって行われる。

- (1) 新型コロナウイルスの影響により経済的困窮という逆風を受け、不安や迷いがありながらも、自分の進む道を選択し走り出そうとしている者であるか。
- (2) 沖縄県内で法律を学び、将来法曹・法に親しむ者となり、沖縄が抱える課題および様々な社会問題の解決のために何かをしようとする意欲のある者であるか。
- (3) 琉球大学憲章の基本理念にある「自由平等、寛容平和」の精神を尊重する者であるか。
- (4) 鎌倉フェローシップの育成理念である「多文化・多様性の価値を尊重し、差別と闘い、社会全体の持続可能な発展に貢献できる」者であるか。特に、「女性の活躍」や「多様性」を尊重する社会、SDG's 等の実現に関心がある者であるか。

（重複受給の制限）

第 9 条 令和 2 年度の本奨学金の第一次募集あるいは第二次募集に出願し受給者となった者は、重ねて第三次募集の受給者となることはできない。令和 2 年度に実施された鎌倉フェローシップ奨学金、当山フェローシップ奨学金、おきなわサービサー夢応援奨学金、琉球大学後援財団奨学金のいずれかの受給者となった琉球大学法科大学院生は、重ねて本奨学金の受給者となることができない場合がある。

（選考結果の鎌倉フェローシップへの通知）

第10条 受給者の氏名や属性等は、個人情報開示が可能な範囲で、法務研究科長から鎌倉フェローシップに対し遅滞なく通知するものとする。

(奨学金の返還)

第11条 出願書類において新型コロナウイルス感染症関連の影響等への回答に虚偽の申告等をしたときで、かつ第1条に記載された本奨学金の支援の目的に反するときは奨学金の給付の停止や返還を求める場合がある。虚偽の申告等により第9条の受給制限に反することが明らかとなった場合も、同様とする。

以上